

中西日本の電力管内における政府の節電の取組について

平成 23 年 7 月 20 日

内 閣 官 房

「西日本 5 社の今夏の需給対策について」（平成 23 年 7 月 20 日電力需給に関する検討会合）において、中西日本の今夏の需給対策の基本的考え方が示されたことを踏まえ、中西日本の電力管内における政府の需要設備においては、以下の対応を行うこととする。

① 「夏期の電力需給対策について」（平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定）別紙 3 「政府の節電実行基本方針」の「2.（2）節電に係る具体的取組」及び各府省において策定した節電実行計画を参考に、節電に係る取組を実施する。

② 関西電力管内の需要設備については、原則、今夏のピーク期間・時間帯（※1）における使用最大電力を昨年ピーク（※2）に比して▲10%以上を目途に抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※1：「ピーク期間・時間帯」は、7月25日から9月22日の平日の9時から20時とする。

※2：原則、昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力（kW）の値とし、個々の需要設備の状況等に応じて柔軟に対応することとする。

③ その他の西日本 4 社（北陸・中国・四国・九州電力）管内の需要設備については、国民生活及び経済活動に支障が生じない範囲での節電を求めている趣旨を踏まえて節電に取り組む。中部電力管内の需要設備についても同様とする。

④ なお、独立行政法人及び公益法人については、所管府省から、政府の需要設備における取組を参考にしつつ、節電に係る取組を実施するよう要請する。

(参考)「夏期の電力需給対策について」(平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定)別紙 3「政府の節電実行基本方針」(抜粋)

(2) 節電に係る具体的取組

①全府省共通取組事項

ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として以下を実施する。

ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底¹
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化(冷涼グッズの活用等)
- ・換気風量の適正化
- ・サーバ室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減(例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して 2 分の 1 程度に間引く等)
- ・白熱電球の原則使用停止(代替品のない場合を除く)

ウ. O A 機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない O A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・プリンタ、コピー機、F A X の稼働台数の削減
 - ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
 - ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用停止
 - ・契約更新時又は買換え時におけるエネルギー消費の少ない機器の採用

エ. 共用部分に係る節電

- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・冷水器の停止
- ・自動販売機の消灯要請
- ・入居売店等への節電の協力要請

オ. 電力使用状況の職員への周知

- ・当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

¹ 室温を 29℃に引き上げる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気や扇風機の使用等により風通しを良くするなど室内環境への配慮の徹底、作業強度の適切な管理などを行う。

②ワークスタイルの変革につながる取組

フロア単位又は施設単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組に検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 超過勤務の一層の縮減（定時退庁の徹底）
- ・ 課単位又は部局単位による勤務時間の変更
- ・ 一斉休暇の取得促進（年次休暇、夏期休暇の取得を強力に推進）
- ・ 展示施設、研修施設、講堂等の閉鎖又は開館日・時間の縮小
- ・ 春秋への業務シフト

③大規模サーバ等消費電力の大きな機器の扱いの検討

大規模サーバ等消費電力の大きな機器に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 各サーバの稼働の必要性の再確認、優先度の低いサーバの停止、サービスレベルの見直し
- ・ サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・ 東京・東北電力管外へのサーバ等の移転、管外のバックアップセンターの活用
- ・ 省電力効果が高いサーバ等への更新

④節電に資する設備の設置等に係る検討

中長期の節電にも資する設備の設置等に係る以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・ 既存の自家発電設備の活用
- ・ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・ 常用防災兼用発電、コジェネレーション等の自家発電設備の導入
- ・ ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入
- ・ 建築物の屋上・壁面・ベランダ・外構等における緑化の実施
- ・ 二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・ 人感センサー、LED照明等の導入
- ・ BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入
- ・ 簡易ESCO診断、ESCO事業の実施
- ・ 詳細な節電効果を把握するための電力使用量の測定範囲の細分化